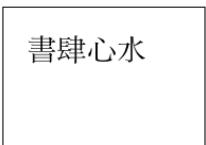




近代日本金融史要（明治大正編）

創業・戦勝・国際化

明石照男
鈴木憲久



本書について

本書二巻は、明石照男・鈴木憲久共著、東洋経済新報社刊行『日本金融史』第一巻（明治編、一九五七年刊行）第二巻（大正編、一九五八年刊行）第三巻（昭和編、一九五八年刊行）三巻全体の圧縮版である。

章全体を省いた場合、各章内で一つか複数の節を省いた場合、注、備考、付記、集計表や資料を省いた場合がある。この省略により全体の分量を圧縮し、読み物的な体裁に近づけた。章節を省略した版があるので、章節の番号は削除した。章か節の全体を省いたところには「*省略章」「*省略節」と印し、省いた章節のタイトルを「」で括って示した。表や文章を部分的に省いたところは特にそれと示していない（次巻）を「次編」などに書きかえたところも同様）。元の本で注の体裁になつていてものを生かした場合は、*印を付したうえで括弧入れして本文に繰り込み、小活字を使用することを避けた（付記も同様）。巻末に一括して収められている資料類は全て省いている。

なお、本書では以下の表記調整をおこなっている。(1)送り仮名を現代的に加減調整したところがある（伴つて「々」を使用したところがある）。(2)語句の表記ゆれを統一的に処理したものがある。(3)読み仮名ルビは選択的に採用し、多少の読み仮名ルビを新たに加えた。(4)読点を補ったところが多少ある。また読点と中黒点を相互に調整したり中黒点を省いたりしたところも多少ある。(5)ごく一部の片仮名語を現代的な表記におきかえた（例、スタムプ→スタンプ）。(6)引用文の表記は元の本のままである（読み仮名ルビの付加を除く）。(7)書肆心水による注記は「」で括った。

目 次

明治編

維新前後の通貨金融情勢

14

江戸幕府時代の経済事情

14

維新当初の幣制および通貨事情

18

為替会社の設立とその業績

24

國立銀行時代

33

國立銀行の設立事情

33

國立銀行条例の要綱

37

初期の國立銀行の經營難と通貨政策の失敗

40

郵便貯金および郵便為替制度の創始

48

不換紙幣の増発と第十五國立銀行の設立事情

50

國立銀行の功罪

52

外國為替業務と横浜正金銀行

54

國際金融事情と正金銀行

59

中央発券銀行の創立

64

日本銀行の設立事情	64
日本銀行の組織および業務	68
国立銀行紙幣の銷却	71
日本銀行兌換券の發行	75
兌換制度実施当時のわが財政経済事情	82
日本資本主義の生成期	86

経済界の發展と日本銀行の興隆 86

財界の反動的逆転 90

横浜正金銀行に対する保護とその發展
國立銀行紙幣の銷却と國立銀行の終了 97

日清戦争中および戦後における金融界

軍事費の調達と銀行 106

戦後經營と金融界への影響 110

金本位制度の確立 113

106

特殊銀行の創立

118

日本勧業銀行および農工銀行の設立

北海道拓殖銀行の設立 126

台灣銀行の設立 127

119

日本興業銀行の設立 132

日露戦時および戦後の金融界 137

日露戦争前の経済界	137
日露戦時の財政と金融	139
戦後の金融事情と経済界	149
財政の圧迫と通貨政策	167

各種銀行の発展と銀行業の変遷 179

日本銀行の営業満期延長と増資	179
韓国における銀行および銀行業	181
銀行業の海外発展	189

むすび 「明治編」 196

史的段階別による要約	196
高度の保護干渉と長足の発展	200

大正編

外国為替業務の伸展 204

大戦前における外国為替業務の概況	204
------------------	-----

各種銀行の活躍と為替銀行の新設 205
貿易金融の改善 214

外資輸入と対外投資 220

戦前における外資輸入 220
戦時における連合与国の財政援助 224
对中国借款 226
戦時、戦後における対外債権債務の総勘定 234

金融市场の発達 238

各種市場の状勢 238
銀行資力の充実 249
主要な諸事件 252
金融界発達の統計的概観 258

金融機関に関する法制および行政施設 260

庶民金融機関 260
普通銀行に関する改正 264
特殊銀行その他に関するもの 266

大正九年の大恐慌と後始末 269

恐慌の態様	269
恐慌善後施設	277

財界の反動後における金融界の大勢 282

金融界の不安と動搖	288
銀行業態の悪化	289

金融関係諸制度の改廃および創始 295

各種銀行法の改正	295
新種金融機関の出現	300
政府の所管事項に関する施設	303

恐慌一段落後の財界状態 313

公私経済の整理不進捗	313
経済界の前途に対する観察	315

(大正昭和編) 震災・恐慌・総力戦

承前大正編

関東大震災と善後施設
整理時代における財界の大勢
金融機関の整備改善

昭和編

震災手形善後処理

金融恐慌

金融解禁および金再禁
準戦時体制下の金融界

日華事変期の金融界

太平洋戦争と金融界

終戦後の金融界

附録 各巻序文類

近代日本金融史要
（明治大正編）

創業・戦勝・国際化

明
治
編

維新前後の通貨金融情勢

江戸幕府時代の経済事情

明治維新は、明治時代の通俗用語をかりるならば、たしかに「御一新」であった。ことに四年〔1871〕七月十四日の「廃藩置県」によって、従前の封建的地方分権の割拠体制が廃止されるとともに、府県制による中央集権的統治の新機構が「朝廷」の下に確立されたことは、とにかく「庶政一新」の第一歩を踏みだしたものと認められる。そんなわけで、明治維新は、政治的改革に関しては比較的にはつきりとした史的区画を描いた一方では、翌五年〔1872〕の断髪および帶刀禁止令により、チヨンマゲや大小の刀が影をひそめたなど、社会的にも生活様式を一変したという意味で、「王政復古」の讃歌は同時に「文明開化」のスローガンと両立し得たのであった。

一 外来文化との経済的影響

だが、経済界の「維新」は、こうした政治的、社会的変革とは必ずしも歩調をあわせなかつた。もちろ

ん革新の機運はどこかにその萌芽を現さずにはいなかつた。たとえば維新に際し、明治元年〔1868〕（慶応四年に当る）に渋沢栄一が駿府（今日の静岡市）において合本組織（今日の株式と同様の趣旨による企業体制）による「商法会所」（為替、金融、倉庫などの諸事業を兼ね営んだ商社）を開設したようなのは特筆に値するものであつたが、もつとも、この商社ならびにこれに類する他の商社も、開設後、間もなく閉業して他に同業者の後をつぐものがなかつたので、いわゆる維新経済史を彩る一こまとしての同会所の存在は、一般からは比較的に閑却されているような感じがある。

顧みれば、江戸幕府時代を通じてその末期までに、わが国に輸入された西洋または中国の文物制度の主なものとしては、もっぱらオランダ人により、わずかに医学、砲術の一端を伝えられた外、長崎でオランダおよびシナと多少の貿易が行われ、それによつて受け入れたものくらいであつた。幕末時代に至つて進歩的な藩のうちには、多分に試験的な意味もあつて紡績業を經營したものがあつたが、永続しないままに立ち消えとなつた。かような状態のもとに、旧幕時代にあつては、これらの外来文化がわが国の経済一般に寄与し、又はその発達を促した影響はほとんど見るに足るもののがなかつたといつてよい。

いうまでもなく旧幕時代におけるわが国の中重要な産業は農業であつて、商工業の如きは、はるかにその下位に見くだされていた。しかも、その商工業の主なものは「座」「組合」又は「株仲間」と称する特殊の協同体に従属し、一定の制約に服することになつていて、自由にこれを営むことはできなかつた。かくて幕府も諸藩も各領内の主要物産に対しても、それぞれに専権を握り、土地の譲渡は禁制され（五年〔1866〕二月十五日、田畠の永代売買禁止が解かれた）、そうした条件の下に職業は世襲を原則とするというふ

当時、政府としては財政に窮迫していた折から、しかも、かように厚い恩典を与えたのは、元来、為替会社が政府から幾多の干渉を受け、またそれぞれに背負っていた巨額の債務も、多くは政府の干渉に基くものであつた関係上、会社側から、しきりに情実を訴えていたのによるものであつた。かくて解散処分が終結するのを待ち、政府は金券の回収を急いで、九年〔一八七〇〕五月にそれを完了したが、ただ洋銀券だけは貿易の関係から、にわかに廃棄することを得なかつたので、横浜為替会社から振りかわつた第二国立銀行をしてその発行を継続させた。かくて、その洋銀券は十八年〔一八七五〕五月に日本銀行の兌換銀行券の発行が許可されるまで流通し、まったく回収し尽されたのは二十三年〔一八九〇〕十二月のことであつた。

かようすに明治新政府が経済関係の施設として第一着手に実現した商法司、通商司は、ともに新時代の要求に応ずるためのものではあつたが、実際上の方策は江戸幕府時代の国産方かたや物産方かたの足跡を追つて、しかも、いたずらに多大の保護や特典を与え、功を一時に認めようとしてこれが誘導援助につとめ、民間の業者をして自発的に新局面を開拓させるような方針をとらなかつたため、為替会社にしても設立後、わずかに四年で業務に行きつまり、政府の救済によつて、ようやく解散処分を了し得たというような次第である。すなわち明治政府の金融政策は、まずその第一歩において歩調を誤つとの評を免れないものであるが、しかしまだ、これによつて民間人に合本結社の意義を理解させ、且つ会社式営業の標本を示して、これが運営を体得させた効果については没却してはならないものがある。

いうまでもなく共同企業は近世の世界における経済界の大勢であり、国民経済の進歩発展を促すべき一大原動力である。為替会社はわが国の金融機関として、いわば最初の試験に失敗の歴史を残したものであ

国立銀行時代

国立銀行の設立事情

一 國立銀行設立の由来

為替会社の業績がおおむね失敗に終り、政府の通貨金融に関する政策がその目的を達し得なかつたことは、当然これに代るべき方策、特に新規の金融機関の設立を必要ならしめた。すなわちその趣旨は、金融の疏通を図つて殖産および貿易の増進に資すると同時に、経済界の安定発展を促すためには、是非とも、前に述べた不換紙幣整理の目的をも兼ねて、新たに強固な金融機関を設立しなければならないというのであつた。

だが、為替会社が、おおむね失敗に終つた基本的事由の一つとして見のがされないことは、為替会社自体がさながら政府の外側機関でもあるかのように認められたほどに、私営的性格に欠けていたという点であるが、それは一面から見れば、當時、民間では、いわゆる合本結社に関する知識や、したがつてその意向が著しく低調であつた、というよりも、共同出資による会社経営の必要や利益が、一般には理解され

ていなかつたことを意味する。およそ百事創始という革新期に際し、ことに資本の貧弱なわが国において、殖産興業を国策の一つに掲げなければならないという立場にあつたとすれば、何をおいても、まず共同出資による会社の設立を促すことが、特に肝要であらねばならなかつたはずである。

ところが、かよう、あまねく全国を通じて資本の合流を促し、又民間人相互間における意志の疏通、信頼の増進を図るために、何はともあれ、まず郵政事業の開設と会社知識の啓発とにつとめる必要があつた。そこで政府は前者のためには、三年〔1870〕に駅逕寮を設立して、前島密を駅逕権正、すなわちその主宰者に登用し、今日の郵便その他郵政事業一般の基礎を定めさせ、また後者のためには、四年〔1871〕九月に渋沢栄一述『立会略則』^{りっかい}および福地源一郎撰『会社弁』^{だいじょん}を公刊して、民間一般の啓蒙に尽力し、民間の合本企業を助長した。これらの基本的対策が、やがて国立銀行の設立を促す上にも、少なくとも間接に寄与したところが少なくなかつたことは想像するに難くないのである。（*立会略則の「立会」は会社を立ててゐるという意味で、これは当時、大蔵大丞の任にあつた渋沢栄一が公務の余暇に、個人として述作したものである。また会社弁は、官命により福地源一郎に執筆させたものであつて、四年〔1871〕九月「改正掛」から太政官に伺いを立てた上、両書とも「官版」として公刊された。その後、民間では『会社弁講釈』などという出版物も現れ、これら両書の解説本が時代の要求に応じたといふところから見ても、当時の世情の一端がうかがわれて、興味を覚えさせるものがある。）

こうした情勢のうちに、産業および貿易を促進し、あまねく経済界の発展に資すべき金融機関を設立しようとする要望は、つとに民間でもようやく高調されて、四年〔1871〕末頃から私立の銀行または銀行類似

中央発券銀行の創立

日本銀行の設立事情

一 金融の全国的統一の必要

国立銀行の発展、私立銀行および銀行類似会社の続出にともなって、金融機関の設備は全国的に普及し、経済界はようやく面目を改めてきたが、何分にも維新以来、十数年を経たばかりのこの時代としては、交通運輸機関の不備による取引の不円滑は容易に改められず、したがつてこれらの銀行にしても、元来、比較的小資本をもつて各地に割拠し、いわゆる縄張り主義の下に、何よりもまず独自の立場を維持することにつとめ、相互の間で業務上、緩急有無を調和するというような連絡は保たれていたから、金融界としては資金の偏在、金利の高低が甚だしくまちまちであり、また旧習にとらわれたそれぞれの地方色も抜けきらないままに、金融事情は全国的に統一を欠いていたのである。

明治維新後、四年「1871」の廢藩置県によって政治上、財政上の中央集権は、一応その形だけは成立したが、経済界の状勢は必ずしもこれに歩調をあわせたわけではなかつた。

顧みれば、江戸幕府時代だけでも二百六十余年という長い伝統に依存してきた封建的態勢の余波は、明治時代に入つてからでも、なお、容易にその跡を絶たなかつたがために、経済界の血液となつて、全国的に首尾一連の循環を必要とする金融の、いわば心臓にでも擬えらるべき中央銀行が存在しないということは、従前、こうした弊害を改め得なかつた大きな一原因であつたといわなければならない。ことに十年〔⁸⁷〕の西南の役後、とみに著しくなつた不換紙幣の増発に対し、これが整理の方策はいまだ確立されず、銀、紙の差価は、十三、四年〔¹⁸⁸⁰⁻⁸¹〕頃にはいよいよ甚だしくなり、しかも政府紙幣と、当時百四十余行を数えた国立銀行の紙幣とは混在して統一されないため、財政経済とともに安定を欠き、国運の進展を妨げるような傾向すら認められたので、新たに何らか適切な発券制度を確立して、紙幣の整理とともに金融の全国的統一を保全しなければならないとする機運が、十四、五年〔¹⁸⁸¹⁻⁸²〕の頃には、いよいよ高調に達したものである。

もつとも、こうした趣旨の下に中央銀行を設立する必要があるということは、必ずしもこの当時に至つて、にわかに認識されたわけではない。さきに国立銀行制度を採用するか否かが問題となつた当時から、一部の人々の間に、これに関する反対の意見も主張され、中央銀行の設立を示唆する説も唱えられていたようである。その後、特に中央銀行創立計画の機運を促したものは、松方大蔵大輔に対するフランス蔵相レオン・セーの進言であつたと思われる。すなわち十一年〔⁸⁷⁸〕二月に「松方正義、大蔵大輔の現職のまま万国博覧会事務副総裁として渡欧したおり、フランスの大蔵大臣レオン・セーらと面談して中央銀行設立の要を指摘され、松方の帰国後も随員加藤清をベルギーに滞留せしめ、中央銀行制度について調査研究

日本資本主義の生成期

経済界の発展と日本銀行の興隆

一 わが国の産業革命と資本主義の生成

日本における産業革命の始期については、経済史家の間にも、いまだ定説とみなされるものがないようである。というのは、いわゆるマニュファクトリーの形態による生産様式の生成、普及を目標とするもの、資本の蓄積過程から見た産業資本充実の程度に重点をおくもの、金融制度の整備が進展した段階に画期点を求めるとするものなど、それぞれに観察の角度を異にするからであるが、資本主義体制に入ったのは日清戦争後であったと見る点では、おおむね一致するものようである。（*たとえば土屋喬雄『日本經濟史』第一編、第一章、四頁。楫西光速『昭和經濟史』、序説、「二」、六頁など。）

日本銀行の設立前におけるわが国の経済界は、産業、金融のいずれの方面においても、産業の近代化とか資本主義の体現とか見られるような現象は、いまだ、ほとんど現れていたといつてよい。しかし前章に述べたように、日本銀行設立の前後にわたって、紡績、鉄道、海運などの諸企業がようやく擡頭し

てきたことは、わが国の経済史上に見のがすことのできない著しい事実である。そうした傾向は、もちろん主として日本銀行の設立後において発展したものであるには相違ないが、その勃興機運がすでに同行の設立前から萌芽を現わしていたことも否定されないところであるから、前後の関係を一見しただけでは、或いは日本銀行の設立が経済界の近代化を促進する一動機となつたともいえようし、或いはまた経済界の発展機運が日本銀行の設立を誘導したというふうにも見られよう。いずれにしても、この両者が相互的に因果関係を成したことは疑いのない事実である。そこに招来された局面は、これを金融の方面から見れば日本銀行の興隆時代と称し得るに対し、産業の側からすれば商工業の進展時代といつてよい。

もつとも、ここにいうところの商工業の進展は、農業に対する状勢の比重的異動を意味するものであつて、こうした関係においての農衰、商盛の傾向は、封建経済の特徴である農本体制の後退と、これに代つて擡頭してきた商工業の資本主義的態勢への進化とを物語る過渡期的現象に外ならない。ただし、この場合、わが国の経済界が何時頃から資本主義的態勢に移つたかを、具体的に指摘するわけには行かない。日本銀行の設立後における経済界の発展が反動期に入ったのは二十三年〔1890〕新春のことであつて、『日本金融年表』（日本銀行調査局）の同年一月の欄に「我国最初の資本主義的恐慌を迎う」とあるところから見ても、とにかく、わが国における産業革命、したがつて資本主義化の傾向が、大体、日本銀行の設立後、明治時代の中期には、すでに進展しつつあつたことが推察されるのである。

だが、こうした意味での産業革命または資本主義化の傾向は、決して順調、平安の一路をたどつて進展してきたわけではなかつた。いわゆる松方デフレ政策とともに十四年〔1882〕以来、とみに逆転してき

日清戦争中および戦後における金融界

軍事費の調達と銀行

一 経済力の充実と戦前および戦時中の金融事情

前に述べたように、わが国における産業革命の始期を何年頃と見るべきかについては、いまだ定説がないといってよいが、以上に述べてきたところから見れば、わが国の経済界が金融および事業の両方面にわたり、日清戦争前において、すでに、いわゆる近代式体制を備えていたことは明らかである。

日清戦争が一大契機となって、わが国の経済界が画期的な発展を遂げたことはあまりに顕著な史実であるが、そうした飛躍的発展の素地が、すでに戦前から培養されていたことは疑いないのであって、それは、少なくとも、わが国における経済界自体の資本主義的発展を予告した前奏曲であったと見なさなければならない。だから、日清戦争の勃発とともに、戦時から戦後にわたり、経済界の進運は一時、渋滞したような観もあつたが、戦後の繁栄は目ざましいものがあつて、ことに金融界の発展は著しい記録を残している。

二十七年〔1894〕七月二十五日にはじまつた日清戦争は、翌二十八年四月十七日の講和条約調印によつて終結したが、同年中はなお經濟界は戦争の影響による沈滯氣分を免れなかつた。開戦前のわが財政金融事情を見ると、一般会計の歳出は一億円を出でず、開戦前の二十六年〔1893〕末における日本銀行の正貨準備額は八千五百九十二万余円、保証準備発行限度は八千五百万円（二十三年〔1890〕五月十七日の改定による）にすぎなかつた一方、日本銀行および横浜正金銀行の二特殊銀行をはじめ、国立銀行（一三一行）、私立銀行（六〇四行）および貯蓄銀行（二四行）を通じて、全体の資力は、払込資本金九千四百五十一万二千余円、官公および一般預金合計一億一千五百十一万四千余円を算し、日本銀行の公定歩合（当所割引歩合）は二十六年〔1893〕五月の改定にかかる底値一錢三厘から、同年九月の二厘上げによる一錢五厘、同年十一月の同じく二厘上げによる一錢七厘をもつて、引きつづき開戦の二十七年〔1894〕を迎えたが、その年一月から七月まで四回にわたる各一厘上げの改定によつて、二錢一厘まで引き上げられ、終戦後の二十八年〔1895〕七月十二日に二厘下げの一錢九厘に改定されるまで、すなわち戦時中を通じ、公定歩合は二錢一厘の据置で過したわけである。

二 軍事公債の発行と金融界

こうした財政金融事情に処して、この戦争のために支出した軍事費の総額は二億円余に上つたにもかかわらず、当時のわが国としては、いまだ戦費のための外債を発行するだけの条件を備えていなかつた。とくいうよりも、金融上、国際的には、いわば無援の立場にあつたこととて、こうした巨額の軍事費を調達す

特殊銀行の創立

太平洋戦争前わが国でいわゆる特殊銀行とは、すでに述べた（一）横浜正金銀行をはじめ、（二）日本勧業銀行、これと同系に属する北海道拓殖銀行ならびに各府県農工銀行、（三）台灣銀行、（四）日本興業銀行および（五）朝鮮銀行を総称したものであつて、そのうちの（一）が十三年〔1880〕に、また（五）が日露戦争後の四十二年〔1909〕十月に韓國銀行として、それぞれ開業したのを除く外は、すべて日清戦争後、日露戦争前に設立されたものである。

だから、これらの日清戦争後—日露戦争前に設立された三系統、五種類の特殊銀行については、日清戦争後における金融関係事項の一つとして記述さるべきもののが、普通銀行とは別にこれらの特殊銀行を創立したことは、必ずしも日清戦争後における経済界の特殊的事情のみによるものではなくて、元来、それは、わが国民経済の固有の事情に由来する避けられない関係の所産であつた。なかには日清戦争とは関係なしに、たとえば日本勧業銀行の如き、早くから問題とされ、また企図されていたものもあるので、ここでは特に別の一章に取りまとめて、おののその設立事情を述べることとする。なお日本銀行も中央発券銀行という「特殊」の立場にある関係上、そうした意味では、もちろん特殊銀行の一つである

に相違ないが、わが国で一般にいうところの「特殊」銀行なる概念規定にはあてはまらないので、同行に
関しては、いっさいこれを別に取りあつかった次第である。

日本勧業銀行および農工銀行の設立

一 設立の由来および趣旨

維新以来、わが国で創立された金融機関はすべて内外にわたる商業を主たる対象としての金融機関であ
った。そうした意味での預金銀行は、特に日清戦争後、著しい発展を遂げたというだけでなく、なかには
本来の商業銀行たる在り方から逸脱したものも少なくはなかつたが、とにかく国立銀行の消滅にともなう
私立銀行制度の確立によつて、商業金融を使命とする金融機関は、いちおう、完備されたような觀があつ
た。

だが、農工業の改良發達に資すべき比較的長期低利の資金を供給する金融機関としては、何ものも存在
していなかつた。元來、わが国が農業国として存続してきたその伝統的国情は、維新以後にあつても容易
に変革さるべきものではなかつた。むしろますますその改良發展を促さなければならぬような状態にな
つたにもかかわらず、これが基本的対策の一つとしての適當な金融機関をもたなかつたことは、たんに金
融上の問題としてだけではなく、あまねく経済政策上の欠点として、維新後、早くから政府當局者の着目し
ていたところであった。

日本勧業銀行を設立しようとする計画については、事前には、これを興業銀行と称するつもりで、十五

日露戦時および戦後の金融界

日露戦争前の経済界

日清戦争から日露戦争に至るまでの十年間は、わが国の経済界にとつては浮沈動搖の連続時代であったといつてよい。この十年間は事業界、金融界とともに飛躍的な発展を遂げ、産業革命の進展にともなって、わが国の経済界が資本主義段階へ發展すべき急速な上昇が始まったのは、この時代であつたと認められる。しかし、またロシア、ドイツおよびフランスの三国干渉によるいわゆる遼東還付以来、早晚、日露戦争は避けられないであろうという国難來の予想は、重苦しく国民一般の頭上におおいかぶさっていた関係上、経済界としても、思い切つた活躍は、とかく渋りがちになりやすく、繁栄の裏には常に沈滞への悲観人気がつきまとつていたという実状であつた。

日清戦争直後に湧き上がった企業界や証券市場のブームは、二十九年〔一八九〇〕には早くも反動をひき起し、経済界の人気は沈滞して、同年十二月には東京株式取引市場の株価が急反落をつけた一方、大阪地方における十数行の銀行に取付騒ぎが起つたが、それ以来、経済界の大勢は一盛一衰のうちに、基調は不安と

沈滯とのうちに推移して、三十一年〔1898〕の大不況期にはいったのである。

こうした事情を金利異動の足どりに顧みると、日清戦争直後の二十八年〔1895〕七月十二日に一厘下げの一銭九厘と改定された日本銀行の公定歩合は、その後、数次の引上げ続行によつて、三十一年〔1898〕三月十四日の改定による二銭四厘を峠としてふたたび引下げに転じ、三十二年〔1899〕七月二十八日の改定によつて一銭六厘に底を入れ、その後、さらに急騰して数次の改定により、三十三年〔1900〕七月十八日には二銭四厘に引き上げられたといふ経過にあつた。

かようすに日本銀行の公定歩合が一銭六厘に底を入れた当時には、市中銀行の貸出日歩も一銭五、六厘まで低下したが、しかも有価証券の市価は少しも高騰せず、また資金の需要も起らないままに、日本銀行は引きつづいて発行余力を残し、金融市場は資金の横溢をつげて、一部の市中銀行は遊資をもてあましたほどであった。

こうした状況に対して、官民間には事業家の意氣消沈を非難する声もしばしば聞かれたが、しかしながらそうした間にも、経済界の根底につちかい上げられてきた実勢は、根強く上伸の歩を進めていた。それは一般会社の資本金額、貿易額、諸工業の生産高の増加および交通機関発達の状況などに照らしても、直ちにうなずかれるものがあつた。また銀行の資力充実ぶりに見ても、すでに述べたように、この十年間を通じて払込資本金は四倍、預金残高は七倍といふ激増を示し、日露開戦の直前、三十六年〔1903〕ごろには、わが経済界は画期的に発展拡大していたのである。

しかも、この三十六年〔1903〕には米の豊作と貿易の増進とがあいまつて、事業界はようやく生氣を回復

各種銀行の発展と銀行業の変遷

ここに、あまねく銀行というのは、中央銀行たる日本銀行、普通銀行、貯蓄銀行、特殊銀行の外、中国その他の外国に進出していたわが国の支店銀行をも含め、これらの銀行に関する政策、銀行自身の実質の変化または発展事情を概説するものであつて、わが国における資本主義上昇期の金融界が、どのような動向をたどつて推移してきたかを察知することをもつて主旨とする。

いうまでもなく、わが国の産業革命は日清、日露の二大戦争を契機として格段的に展開されたりし、したがつて、ここに述べる金融事情の変化、発展は、主としては日露戦後の時代に属することであるが、前述のような事情から、たんにこれを日露戦後という時代区画だけで仕切るのは、必ずしも適當ではないと認められるので、特にここで別章に一括する次第である。

日本銀行の営業満期延長と増資

日本銀行条例が十五年〔1882〕六月二十七日に公布されて、同年十月十日に同行の開業を見た事情はすでについておいた。同行の創立時の資本金は一千万円で、営業年限は三十年となっていたから、大正元年

(明治四十五年)「912」十月九日に営業満期に達するわけであった。資本金については二十年「987」三月十五日に一千万円を増加して二千万円に、つづいて二十八年「995」八月十九日に、さらに一千万円を増加して三千万円となり、三十一年「1898」二月二十五日に最終の払込を了して全額払込済みとなつてはいたが、そういうして、昭和三十年「955」を営業満期とすることになり、またこの延長と同時に、資本金を倍増して六千万円とする旨告示されたのである。

ところが、この増資分の第一回払込は同行の手持ちにかかる公債その他の有価証券を売却して得た臨時収入をもつて、これにあてたから、株主としては営業満期の延長と増資による特別な利益とに、いながらにして均霑し得たわけである。かよう自己資産を振り替えて増資を行う方法は、民間の法人としては必ずしも珍しい例ではないし、またそれは、なんら違法の処理でもない。日本銀行としても、こうした増資方法そのものは、あえて非難されるべきではないかも知れないが、ただ、問題は中央銀行という特殊の立場にある同行として、はたしてそれが黙過されてよいか否かという一点にかかっているのである。

諸国の実例を見ても、およそ中央銀行が営業満期を延長することばかりでなく、保証準備発行制限を拡張する場合には、おおむね多大の対償を提供して、それらの特権を獲得するのを常とする。もちろんヨーロッパ諸国などにおける場合と、わが国の日本銀行に関するそれとは、必ずしも同日に比較さるべきではないが、しかも、日本銀行が創立以来、独占的に政府から特別の保護を受け、わけても兌換券の発行に関して与えられていた利益のごときは、或いは過分に重大なものであつたともいえよう。だから、わが

むすび 「明治編」

明治時代四十五年間にわたる金融界の大勢は、以上に述べたところだけから見ても、その推移は決して単調なものではなかつたことが認められる。というよりも、この期間における複雑な変遷の跡は、むしろ、そのこと自体がわが国民経済の固有的性格と、それに由來した資本主義体制の、ことにヨーロッパおよびアメリカの諸国よりも、はるかにおくれて生成発展した事情とを反映しているといつてよい。

本編では、なるべく史実の分類と史的段階との関係を明らかにするための便宜上、この間の推移を八章に区分して説述したが、時代本位に集約すると、最後の章「各種銀行の発展と銀行業の変遷」に属する分は、日露戦争後の史実として、前章「日露戦時および戦後の金融界」中に一括してもよいわけであるから、その意味からすれば、始終を通じて七段階に区切られるものと見ることもできる。

史的段階別による要約

第一期 明治初年から六年〔1873〕に至るまでの期間であつて、かりに名づければ為替会社時代とでもいえよう。すなわち金融機関としては、政府の強力な指導と干渉と援助とにより、ほとんどその手足のよう

になつて金融の業務に従事した為替会社が存在しただけであつて、自己資本または一部のいわゆる問屋金融に依存したものと除く外、庶民層としては頼母子、無尽、質屋、営業的または非営業的金貸しにたよるより外はなかつたのである。

第二期 六年〔1973〕から九年〔1876〕に至る期間で、国立銀行創業時代と称することができる。国立銀行は、今日のいわゆる普通銀行の概念規定にあてはまるものではないが、とにかく我が国でははじめて「銀行」なるものの出現した先駆であつて、金融の態様が西洋式に発展して行くための足場をなしたという関係にある。この国立銀行が出現したのと前後して銀行類似会社もぼつぼつと現われ、かくて世人一般の脳裡に、「銀行」なるものの観念形態が、おぼろげながら映しだされてきたのであった。ただし何分にも「銀行」と通貨政策との不調和によつて、国立銀行の設立が、初期には四行だけで停滞し、一時その発展歩調がくじけたことは、なお金融界の大勢を改新させるに足らなかつたゆえんであるが、もちろんこのことは通貨制度の不備という基本的な障害と相関連して考えなければならない問題であつた。

第三期 改正条例による国立銀行時代または国立銀行全盛時代とでも称すべきであつて、条例が改正された九年〔1876〕から十五年〔1882〕の日本銀行設立に及ぶ期間がそれである。国立銀行は当該条例の改正によつて、その発券銀行としての立場が確立されるとともに、金融界の新情勢に即応して業務を発展することができるようになつたから、以来、その新設されるものは統々と全国に普及し、営業成績も著しく向上して、金融界の大勢に乘じ、ようやく金融機関としての面目を發揮してきた時代であつた。

この間には、国立銀行の新設が許されなくなるに及んで、純私立の民間銀行がようやく頭をもたげてき

大正編

外国為替業務の伸展

大戦前における外国為替業務の概況

この期間における銀行および銀行業の推移を顧みると、まず最も著しい伸展を遂げたものの一つは、外國為替業務である。大戦前においては、わが国において外國為替その他、國際金融關係の業務を取扱つていたものは、日本銀行が中央銀行としての特殊の任務に從事したのは別として、一般には、ほとんど正金銀行と外國銀行とに限られ、そのほかでは普通銀行中の一、二のものが多少その方面に手を触れたにすぎなかつた。しかるにヨーロッパ開戦後、輸出貿易の増進その他、國際經濟活動の発展につれて、正金銀行以外の特殊銀行も、にわかに外國為替業務を拡張したほか、普通銀行のうち、新たに外國為替業務を開始するものが続出して、國際金融上に画期的な変化を生ずるにいたつた。

もつとも、わが国における外國為替業務の発展は、日露戰後から、つとにそうした氣運には向かつていたのであって、それは開戦後、中國特に滿洲に対する經濟關係が一変したので、正金銀行が鈔票しようひようを發行するとか、或いはわが国の正貨補充問題のために、是非とも貿易、海運などを助長しなければならないと

いうような事情からして、いきおい為替銀行の発達を促すとか、或いはまた中国南部、南洋方面との通商がようやく好望に向かってくるとともに、いっぽうでは、三年〔1914〕にパナマ運河が開通する予定になつていたとか、こうしたいろいろの國際經濟事情の変化に刺戟されて、明治の末期頃には、新たに為替銀行を設立しようという運動すら擡頭してきたほどであった。これが、たまたまヨーロッパ開戦に際会して、ちょうどその発展を遂ぐべき好機に恵まれたというわけである。

各種銀行の活躍と為替銀行の新設

一 横浜正金銀行

まず正金銀行について見ると、同行は元來、為替銀行としては、わが国においてほとんど独歩的地位を占めていた関係上、ヨーロッパ開戦当時までは、なお比較的自重の態度を持っていたが、しかも、開戦直前の三年〔1914〕五月中、同行東京支店の改築を機とし、首腦部を横浜の本店からここに移して新陣容を整備した。そしてヨーロッパ開戦後には、わが輸出貿易がますます新販路を開拓していくので、それにもなつて四年〔1915〕八月から戦後の八年〔1919〕七月に至る間に、内地では下関に出張所を設けた（七年〔1918〕三月）ほか、海外ではオーストラリア、南洋、アメリカ方面などに合計八カ所の支店または出張所を開設した。その間、輸出貿易の最盛期には同行の各方面に対する全体としての買持ち為替は、多いときには五億円にも上つて、為替資金の調達に困難を感じるようになつたなど、業務の発展は著しいものがあつたので、八年〔1919〕五月、従来の資本金四千八百万円を一億円に増加したのである。

外資輸入と対外投資

戦前における外資輸入

一 外資輸入計画

外国為替業務のほかに、大戦中わが国の銀行が国際的に重大な活躍を演じたのは対外投資に関してである。そのおもなものは、連合与国の国債に対する応募と、いわゆる対支借款とであつた。顧みれば大戦前においては、わが国は対外投資はおろか、いかにして外資を輸入しようかと、官民ともにその方をもっぱら問題としていた。たとえば興業銀行のごときは、その使命の一つとして、この方面にいろいろの計画を進めたという状態であつた。すなわちわが国としては、この間に、債務国から一変して債権国になつたわけであるから、まず、この間の急激な事情の変遷を明らかにするため、少しきさかのぼつて、明治の末期以来の外資輸入状況を概観しておきたいと思う。

すでに述べたように、わが国は明治の末期から大正の初期にわたるころには、いわゆる正貨準備問題をひき起したほどで、これが補充策いかんは緊切な要務の一つとなつていた。この状勢に応じて民間の一部

には、しょせん公私經濟の緊縮刷新によつて、國際貸借の根本的改善をはかるほかはないという意味でのいわゆる常道論も、つとに有力に提唱されてゐた。しかし實際には中央、地方を通じて財政の緊縮を断行するということは、なかなか困難な問題であるし、ことに当時は公私の事業資金を要するものが少なくなつたにもかかわらず、そうした公私いっさいの事業資金を内債の発行によつて調達することは、ほとんど不可能事に属していたという状況であつた。それで政府においてもまた民間の一部においても、趣旨としては外資輸入を非認しながら、しかも事情やむをえないものとして外資輸入の計画を進めたというような次第であつた。こうした計画の実現されたおもなものは日仏銀行の創立と公私の外債発行である。

二 日仏銀行の創立

もつとも、日仏銀行の創立は必ずしも日本側のみからの発議によるものではなかつた。さきに日露戦争に際し日本がフランスにおいても、戰費財源調達のために外債の一部を発行したのが機縁となつて、その戦後、同国の金融資本家などの間には、日本または中国に対する投資ということが、つとに一つの関心事となつてゐた。そして同国のアルベル・カーンのごときは明治三十年〔一八九七〕以来、再三わが国に渡来して（後には、その寄贈に係る財団の関係もあつて）、投資方面に幾分か交渉したばかりでなく、明治の末期から大正の初頭にわたり、バンク・ド・パリとかソシエテ・ゼネラールとかいうような同国の有力な銀行が、特にわが国へ実地調査のため、前者はフィナーレ、後者はフールネルをそれぞれ視察員として來訪させた。その後、相当の波瀾や曲折はあつたが、けつきよく日本側は興業銀行が中心となつて、同行のほ

金融市場の発達

各種市場の状勢

一 金融界の経過

かようには我が国の資本市場は大戦の影響を受けて、対外投資とか在外邦債の輸入とかに画期的な活躍をなしたほどであるから、金融界一般もまた非常な発達を遂げたことはいうまでもない。ただしこの場合においては、わが経済界の好転が、最初は輸出貿易、特に中国南部、南洋方面などに対する新販路の開拓、連合国に対する軍需品の輸出などとともに招来された関係上、前述のように、いきおい、まず外国為替業務の伸展とか、軍需品代金の支払などのために発行した外国債の引受けとか、そうした国際的方面における金融界の活動を促したものであつて、国内金融市場の活躍は、むしろその国際的活動に追随してきたようないきなりあつた。

金融市場としての活動が盛んになってきたのは、だいたい、五年〔1919〕の下半期にはいって以来のことであつて、その以前、ことに大戦開始前後のころまでは一般に閑散な状態を持続していた。この当時にお

ける銀行の営業時間は、日本銀行が午前九時から午後三時までとなっていたのを除くほか、一般には、午前九時から午後四時までを原則としていたが、後年から顧みれば、余暇の多分にあつたことはまつたく隔世の感ありとでもいうべきか。その当時には、実務に携つていたものも、往々にして無為に苦しむようなことすら少なくなかった。それが五年〔1916〕、六年、七年と、戦争景気の上昇にともなつて、ますます多忙に向かい、戦後にはいよいよ繁激をきわめて、とうてい応接にいとまなく、また行員の保健上にも堪えられなくなつたので、ついに九年〔1920〕一月中、組合銀行は協議の上、翌二月一日から閉業時間を午後三時限りと改定したのである。

この期間中、特に大戦開始後における金融市場の大勢を概観すると、最も著しい傾向が二つあつた。一つは資金需要の激増にともなう金融の大繁忙であり、他は銀行の合併、増資等による資力の充実であつて、一般的には前者が後者の一因をなしていたといつてよい。いずれにしても、こうした傾向は財界の急激な発展にともなう当然の現象にほかならなかつた。まず金融繁忙の状況を顧みると、資金の需要は、すでに述べたとおり、為替または事業に関する特殊銀行側において最も急をつげたようであった。それがために、たとえば正金銀行は普通銀行から定期預金を受入れようとつとめたり、或いは台灣銀行は五年〔1916〕十一月から、また興業銀行は翌六年の七月から、それぞれにいわゆる信託預金の受入を開始したほか、同行は七年〔1918〕三月からその信託預金の利上げをなしたなど、そうした特別の手段に訴えて資金の吸収につとめるところがあつたのも、ひつきよう、この間の消息を語るものである。

この景気の上昇期にあつていた五、六、七年〔1916-18〕ごろには、前後を通じて金融はほとんど一途に

金融機関に関する法制および行政施設

わが国の金融界は、わずか数年間に画期的な発達を遂げたので、その間にはいろいろの事件や、できごとが続出した。しかし、ここでそれらの諸問題を逐一述べているいとまはないので、しばらくこれを省略することとしておく。ただし金融機関または金融行政に関する法令上の改正もしくは新規の立法に関する重要なものだけは、是非ともこれが概略を述べておきたいと思う。そのおもな事項をだいたいの施行順に挙げて見ると、無尽業法の制定、旧貯蓄銀行条例の改正、旧銀行条例の改正、銀行の新設に対する認可条件としての資本金額制限内規の変更、日本勧業銀行（以下、たんに勧業銀行と称する）、興業、朝鮮、台湾各特殊銀行法の改正、朝鮮殖産銀行の創立、有価証券割賦販売業法の制定のほか、大蔵省銀行局の設置などである。

庶民金融機関

一 庶民金融機関整備の眼目

右の中で、無尽業法の制定と旧貯蓄銀行条例の改正とは、ともに庶民金融機関の整備に関する一施設と

して、双方相関連して実行されたものである。これはつとに明治の末期以来、無尽、頼母子または貯蓄銀行類似の業を営むものがようやく続出してきたのにかんがみ、政府としては小商工業ないし一般小口の資金需要者に対し金融業を営む特殊の金融機関、たとえば庶民銀行とでもいべきものを整備する必要と、既存のいわゆる下層金融機関に対して取締りを強化することの急務とを認め、大正の初頭以来、大蔵省主管のもとにこれが調査研究に着手した。しかし庶民金融機関に関する根本方針としては、新たに、そうちた銀行のようなものを設立するよりも、むしろ既存の信用組合その他につき、比較的堅実なもののが発達を助成するほうがよいということになつて、下層金融機関としての代表的なもの、すなわち無尽、頼母子、質屋の三者のうち、大蔵省所管としては無尽業法を制定するとともに、信用組合については、主管庁たる旧農商務省において、これが助成策を講ずることとし、頼母子および質屋については、弊害のない限り放任することになったのである。

二 無尽業法の制定

およそ無尽なるものが、いわゆる商売として営まれるようになつたのは、だいたい徳川幕府時代以来のことには屬する。それが明治時代にはいつて以来急速な発達を遂げ、ことにその後半期から大正年代にはいつたころには、完全に一種の営業としての態様を呈するにいたつた。そこで、無尽業法を制定する必要上、三年〔1914〕十一月現在を対象として大蔵省で調査したところによると、営業者の数は全国を通じて八百三十一、そのうちの個人経営は百六十三、他は全部会社組織に成るものであることがわかつた。もつともそ

大正九年の大恐慌と後始末

恐慌の態様

一 反動來

説述の区切りを明らかにするため、以上に述べたところは、主として八年〔1919〕末までを一画期として一段落を付けることにしたが、財界の活況は翌九年の春に引続き熱狂的状勢を呈して三月にはいった。試みに、日本銀行の調査に係る事業計画資本の金額表を見ると、新設および拡張を通じて、九年〔1920〕初めから同年三月末に至る三ヵ月間の累計は二十七億八千二百余万円を算し、この三ヵ月分だけで、前年一年中の累計の七割がたにあたるという振合いであった。しかし、そのように事業計画が増進された一面には、銀行および会社の解散もようやく続出し、その数は双方を通じて、同年初以降三月末までに三百五十件を数えた。しかるに翌四月には一転して事業計画のほうが減少したのに反し、解散のほうは急激に増加して、同月中だけで四百十二件に上った。これは、いうまでもなく、この年三月十五日に端を発した一大反動が、その翌四月にわたって、まさしく恐慌状態に陥つたためにほかない。しかも、その反動は、かなり急

激なものであつて、ことに株式市場のごときはさながら、その震源地であつたかの觀を呈したのである。

二 株式の暴落

さきに述べたように九年〔1920〕の新春以来、財界の一部にはすでに多少陰惡の徵候すらうかがわれたにもかかわらず、熱狂の惰性はそうした不安人氣を圧倒して奔騰し、株式市場のごときは三月の發会に、なお、まれに見る暴騰相場をつけたほどであった。しかるに、それが、ちょうど半月を経過した十五日には突然に軒なみの暴落を演じて、東西その他各地の取引所はいっせいに立会停止のほかなきにいたつた。そこで東西その他各取引所は十六、七両日にわたつて臨時休業をなし、からうじて追証拠金の納入（東京は合計六千五百余万円）を了し、十八日から再開することを得た。しかも、これが大恐慌の発端となつて經濟界の実勢はまつたく逆転してしまつた。すなわちその後の財界は、わずかに小康状態を持続して越月したが、その四月六日に大阪の増田ビルブローカーが破綻を暴露したのを動機として株式市場はふたたび休会となり、以來形勢は一段と悪化してきたのである。

この状勢に処して日本銀行は株式取引所および関係業者の要請に応じ、財界の動搖を緩和する必要上、とりあえず同月十二日に、それら関係當業者の取引銀行を通じて、当（四）月末における受渡し資金の融通に特別の方策を講すべき旨の声明書を発した。しかも、その翌々十四日に株式市場はまたまたいっせいに暴落を演じ、さんたんたる混乱状態に陥つた。そこで東西および名古屋の各取引所は三度、臨時休業をなし、関係代表者は政府および日本銀行に対して、ひたすらに救済資金の融通方を懇請し、日本銀行は財

財界の反動後における金融界の大勢

金融界の不安と動搖

一 反動前後にわたる変動

ひるがえって、この間における金融界の大勢を概観すると、すでに述べたように、わが国の財界は七年〔1918〕十一月の休戦直後にこうむつた衝動が、ようやく緩和された翌八年の春ごろから、かえって企業界の活躍をきたしたというよりも、実は投機思惑がいっそ増長してきて、物価はますます高騰するとともに、諸取引はいよいよ繁忙をつげるにいたり、一般の信用は著しく膨脹した。それがために、たとえば手形交換高のごときは、全国を通じ八年〔1919〕中の累計において空前の巨額を算した。しかし、それは、もとより財界の実勢に即するゆえんではなかつた。財界のそうした空景気状勢にともなつて、金融引締りの傾向は八年〔1919〕下半期初め頃からようやく著しきを加え、ことに同年十月および十一月の二回にわたる日本銀行の利上げは、いつそその引締り傾向を助成する動機となり、九年〔1920〕春には、もはや銀行預金の利上げも必至のいきおいと見られるにいたつた。

ところが、それについては、かねて問題となつてゐる勉強率の制度が、協定の精神に照らして切実でないという恨みがあつたので、これが改正をも兼ねて、九年〔1920〕二月一日から改定利子歩合を実施した。すなわちこの改正によつて勉強率はいっさいこれを廃止し、定期、甲種年六分五厘以下、乙種同六分八厘以下（従前は基本率五分五厘、勉強率は甲種五厘まで、乙種七厘まで）、当座日歩、甲種一錢以下、乙種一錢一厘以下（従前は基本率八厘、勉強率は甲種二厘まで、乙種三厘まで）といふように、一律主義によつて改定された。そして、その翌三月財界に反動が起つて以来は、前に述べたように貸出利率のほうがさらに急騰したまま年中を経過したが、その後、財界の動搖もようやく沈静し、かつ救済施設が一段落をつげたのを転機として、同年秋冬の交以来、市中金利はやや緩和の状勢に転じてきた。この状勢にかんがみて、正金、朝鮮および台湾の三銀行は翌十年の一月十五日から輸出利付手形の利下げを行い、年八分五厘を八分と改定したのに引続き、翌二月二十四日からさらにそれを七分に利下げして、一般の金利低落傾向に追随したのである。

いっぽう、普通銀行の側においては、この金利軟化の傾向に即して十年〔1921〕一月二十五日から、第一、第二百、三菱および三井の四銀行は当座貸越日歩を引下げ、従来の二錢九厘以上を二錢七厘以上と改定したが、この貸出金利の引下げは、またおのずから預金利下げの気運を促して、ここにふたたび預金利下げ時代にはいった。すなわち協定率は十年〔1921〕三月一日に定期、甲種年五分七厘（八厘下げ）以下、乙種同六分二厘（六厘下げ）以下、当座日歩、甲種七厘以下（ともに三厘下げ）と改定されたのに引続き、同年八月五日さらに再利下げを行つて、定期は一律に五厘下げの甲種年五分二厘以下、乙種、

金融関係諸制度の改廃および創始

右に述べた恐慌後の後始末ならびにその後の経過は、だいたい十二年〔1923〕の上半期末までを一画期として概説したものであるが、なお、その間には銀行ないし金融一般または金融上に密接な関係を有する諸制度について、幾多の重要な改正や新規の制度が実施された。以下それらの事項を一括して概要を述べることとする。

各種銀行法の改正

一 各特殊銀行法の改正

まず金融機関に関する方面から施行順に述べると、特殊銀行にあっては勧業銀行に関して、従前、同行の不動産を抵当とする定期償還貸付額の限度が、「年賦償還貸金総額の十分の一に相当する金額」に限られていたのを、「^{およひ}払込資本金及積立金総額の十分の一」までに改め、「農工銀行の存在せざる府県に於て十人以上の農業者、工業者又は漁業者申合せ連帶責任を以て借用を申出でたるときは」、無担保で短期の貸付をなすことをうるという新規定を追加したほか、勧業債券の発行限度が払込資本金額の十倍かぎり

となつていたのを十五倍かぎりまで拡張し、かつこれを割引の方法によつて発行することをうるなどの改正が施された。それにもなつて農工銀行に関しても同様に、不動産抵当による定期償還貸付の限度を「払込資本金及積立金総額の五分の一」に改めるとともに、農工債券の発行限度を同様に五倍から十倍に拡張し、かつ勧業銀行と同様に無担保連帶責任による短期貸付をなしうることになった。

次に興業銀行に関しては興業債券の券面金額が、従前は五十円以上と限定され、かつ無記名利札付となつていたのを、券面金額を二十円以上とし、かつ「五十円以下の興業債券を発行する場合に於ては売出の方法に依ることを得」るほか、一般的の興業債券につき「割引の方法を以て発行することを得」るよう改められ、また北海道拓殖銀行については、前に述べた八年〔1919〕の農工銀行法に関する改正と同様に、無抵当定期償還貸付の人的条件たる「二十人以上の農業者又は工業者連帶責任」というのを十人以上と改めたほか、年賦償還の方法による不動産抵当貸付が三十ヵ年以内とかぎられていたのを、五十ヵ年以内にまで延長されたなどである。

以上の各特殊銀行法の改正は、いづれも九年〔1920〕七月の特別議会（国会）の協賛（議決）を経た上、一部は翌八月から、また他の一部は翌十年〔1921〕四月から施行された。改正の動機は主としてこれら各特殊銀行の要望に基づき、それぞれに特殊金融の円滑をはかるとする目的にでたものであろう。しかし、これらの特殊銀行法に対しても明治年代以来、それぞれに幾たびかの改正が施された結果、たとえば勧業銀行と興業銀行との業務の範囲について重複をきたし、多少の扞格をすら生ぜしめるようになった点もあつたので、それらの事情にかんがみ、むしろこの両行を合併せしめるほうがよいとて、民間の一部には、

恐慌一段落後の財界状態

公私経済の整理不進捗

以上に述べたところは、九年〔1920〕春の財界反動から関東震災に至るまでの期間を通じて、金融方面から見た経済界の概況である。もちろん、それは経済界としての過渡期に属するから、経済界が全般的に多少の矛盾や変態を免れなかつたことは是非もない次第である。ただし、それかといつて、当時の財界における不安動搖がまつたくやむをえない現象であつたという意味ではない。すでに述べたとおり経済界は十二年〔1922〕、十三年〔1923〕と、ようやく沈退氣運に向かつてきたとともに、景気はだいたい逆転の傾向をたどつてきたが、それにもかかわらず、実際には財界の整理はなかなか困難な問題であつて、容易には進捗しなかつた。たんに財界だけでなく、公私經濟を通じて緊縮整理を遂行しなければならないという説は、つとに政界や言論界においても強調されていたが、何分にも、さきの好況期における放慢の惰性は公私を通じて容易に一掃されなかつた。のみならず、財界として最も忌むべき傾向の一つは、いわゆる蛸配当の流行であつた。

事業会社たると銀行その他の金融機関たるとを問わず、財界の反動後には、できるだけ生産費または営業費を切りつめると同時に、おののその将来における基礎の安定に資するため、減配なり減資なりを断行して経営採算の根拠を補強するという方針を探らなければならなかつたはずである。それにもかかわらず、多くは、ただにそうした改善策を試みないばかりか、或いは積立金を切り崩したり、はなはだしきは資産のいわゆる水盛り評価をあえてしたりして、従来どおりの配当率を維持しようとするものが続出してきた。しかもそうした不堅実な分子がいつまでもその地位を持続しうるはずはない。十一年〔1932〕秋冬の交以来、事業会社の業態はようやく悪化して、翌十二年五月にはたとえば東亜製粉会社のような解散の悲運に陥つたものも出てきたのである。その他中小企業の経営難が、ようやく深刻になつてきたのも、この時代からであつた。

たとい、そうしたつまずきを演じないまでも、およそ蛸配などは、事業会社としてもまた銀行としても、あくまでも避けなければならないのはもちろんのこと、むしろ、それは国民経済全体の安定のために排斥しなければならない不当の処置である。しかし、またそれにはたんに財界のみを責むべきではないような事情のあつたことも見のがしてはなるまい。およそ一国の経済的安定を期待するには、是非とも公私経済が相呼応して歩調を一つにしなければならないはずである。したがつて、この間における歴代の政府当局者としても、しきりに整理改善の必要を高調し、また中央ならびに地方の財政について多少の緊縮を実行したことがあつたが、しかも、それがとかく不徹底があつたし、またその経済政策に関するても、或いは一般的救済施設において、或いはまた特殊銀行に対する政策において、その他幾多の方面において、そ